



# 共同企業体における 電子入札システム利用時 の申込ガイド

川崎市財政局資産管理部契約課

令和7年3月14日 作成

# 共同企業体の委任状及び協定書について

- ▶ 令和6年度まで、共同企業体を形成した際は、参加申込締切日までにJV登録完了通知、委任状及び協定書の原本を契約課に提出するようにしておりました。
- ▶ 令和7年度より委任状及び協定書について、電子での提出が可能となります。なお、これに伴い、JV登録完了通知の提出は業者登録システム上では引き続き提出を促す表示がされるものの、提出は省略可とします。

令和7年4月1日以降に、共同企業体を形成し電子入札システムでの入札参加申込を行う場合は、本ガイドを参考にして手続きしてください  
(従前どおりの手続きも可能です)。

# ステップ①委任状及び協定書のデータの作成

- ▶ 委任状及び協定書を紙書面にて作成をお願いします。  
(これまでの取扱いと同様です。)
- ▶ 書面には必要箇所に押印もお願いします。  
(これまでの取扱いと同様です。)
- ▶ 構成員全員の押印まで完了した「共同企業体の委任状・協定書」を割印が判別できる状態でスキャンをし、PDF形式のデータで用意してください。

# ステップ①委任状及び協定書のデータの作成

## 委任状

第1号様式

委任状

(宛先)  
川崎市

共同企業体の名称 \_\_\_\_\_ 共同企業体

共同企業体の所在地 \_\_\_\_\_

委任者 構成員 住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 印

受任者 代表者 住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 印

逆に記載しないよう注意してください

（私（委任者）は、上下水道局発注に係る、  
について、上記の共同企業体代表者（受任者）を代理人と定め、  
と共同企業体との間に  
における次の事項に関する権限を委任します。）

（1）入札及び見積りに関する件  
（2）契約締結に関する件  
（3）請負代金（前払金及び部分払金を含む）の請求及び受領に関する件  
（4）各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する件  
（5）復代理人の選任に関する件  
（6）その他契約履行に関する一切の件

## 協定書（1頁目）

第2号様式

共同企業体協定書

（目的）  
第1条 当共同企業体は、次の事業を連帯して営むことを目的とする。  
（1）川崎市 （以下「発注者」という。）発注に係る  
（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という  
。）の請負  
（2）前号に附帯する事業  
（名称）  
第2条 当共同企業体は、\_\_\_\_\_共同企業体（以下「企業  
体」という。）と称する。  
（事務所の所在地）  
第3条 当企業体は、事務所を\_\_\_\_\_に置く。  
（成立の時期及び解散の時期）  
第4条 当企業体は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月  
を経過するまでの間は、解散することができない。  
2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当  
該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。  
（構成員）  
第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。  
住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
（代表者）  
第6条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。  
（代表者の権限）  
第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うこ  
とを名義上明らかにした上で、次の各号の権限を有する。  
（1）入札及び見積りに関する権限  
（2）契約締結に関する権限  
（3）発注者及び監督官庁等と折衝する権限  
（4）自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに当企  
業体に属する財産を管理する権限  
（5）復代理人の選任に関する権限  
（6）その他契約履行に関する一切の権限  
（構成員の出資割合）  
第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者

# ステップ①委任状及び協定書のデータの作成

## 協定書（2項目）

と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

\_\_\_\_\_ %  
\_\_\_\_\_ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成者は、建設工事の請負契約の履行及び下請企業の決定その他建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引きするものとする  
（決算）

第12条 当企業体は、工事しゅん工後当該工事について決算するも  
（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合は、第8条に規定する出資割を配当するものとする。  
（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割負担するものとする。  
（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。  
（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。  
（構成員の除名）

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

## 協定書（3項目）

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての業務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができます。

（解散後の契約下落合責任）

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約下落合があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

2項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか\_\_\_\_社は、上記のとおり、  
共同企業体協定を締結したので、その証としてこの印の上、1通を発注者に提出し、他は各自1通所持する。  
当企業体の代表者が電子入札システムによる入札参加申込スキャンデータを添付する場合に限り、原本での提出を省略

協定書を袋とじしている場合は袋とじ部分の割印が判別できるようにスキャンしてください。

代表者

構成員

代表者

構成員

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

代表者  
印

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

構成員  
印

※ 構成員に関する記入欄は、構成員数に応じて加えるものとする。

## ステップ②電子入札システムでの参加申込

業者登録システムにて、特定建設工事共同企業体（特定JV）の新規登録申請を行ってください。登録方法については、「特定JV新規登録申請について（操作説明ダイジェスト版）」を参照してください。

※業者登録システムにて特定JVの新規登録申請を行わない案件は、発注情報詳細にて別途案内します。

JV登録完了通知を受領後、この業者番号で電子入札システムにログインし、申し込む案件の「申込書提出」で「提出」を押下します。

2025年01月30日 09時41分

入札情報サービス 電子入札システム 質問入力

調達案件一覧

表示件数 1-1  
全案件数 1

最新表示

番号	件名	契約番号	契約方法	申込締切日時	申込書提出	再提出	通知書表示
1	<a href="#">申込テスト</a>	5061000016	一般競争 ●	R07.01.31 12:00	<a href="#">提出</a>		

# ステップ②電子入札システムでの参加申込

「参照ボタン」で、添付したいファイルをお使いのパソコンから選択します。

2025年01月30日 09時54分 

入札情報サービス 電子入札システム 質問入力

契約番号  
5061000016

競争入札参加申込書提出 令和 7年 1月30日

(あて先) 川崎市長

(申込者)  
業者番号 00250071  
住所 川崎市川崎区宮本町1番地  
商号又は名称 テスト用業者3  
代表者職氏名 物品 太郎

次の案件の競争入札に参加を申込みます。

1. 件名 申込テスト  
2. 履行場所 川崎市役所  
3. 種別 工事  
4. 業種 電気  
5. 添付資料

※添付資料として追加できるファイル数は、  
最大で10個です

# ステップ②電子入札システムでの参加申込

添付資料ファイルが右側に表示されたことを確認して「添付資料追加」を押下し、「提出内容確認」押下します。

2025年01月30日 09時55分

競争入札参加申込書提出

契約番号  
5061000016

令和 7年 1月30日

(あて先) 川崎市長

(申込者)

業者番号	00250071
住所	川崎市川崎区宮本町1番地
商号又は名称	テスト用業者3
代表者職氏名	物品 太郎

次の案件の競争入札に参加を申込みます。

1. 件名 申込テスト  
2. 履行場所 川崎市役所  
3. 種別 工事  
4. 業種 電気

5. 添付資料 D:\Users\02005168\Documents\FUJIFILM\DocuWorks\DWFolders\ユーザーフォルダ\委任状・協定書5071000000.pdf

**添付資料追加** **提出内容確認** **戻る**

# ステップ②電子入札システムでの参加申込

「提出」ボタンを押下します。

2025年01月30日 09時56分 

入札情報サービス 電子入札システム 質問入力

競争入札参加申込書提出内容確認

契約番号  
5061000016

令和 7年 1月30日

(あて先) 川崎市長

(申込者)

業者番号	00250071
住所	川崎市川崎区宮本町1番地
商号又は名称	テスト用業者3
代表者職氏名	物品 太郎

次の案件の競争入札に参加を申込みます。

1. 件名 申込テスト  
2. 履行場所 川崎市役所  
3. 種別 工事  
4. 業種 電気  
5. 添付資料 D:\Users\02005168\Documents\FUJIFILM\DocuWorks\DWFolders\ユーザーフォルダ\委任状・協定書507100000.pdf

**提出** **戻る**

# ステップ②電子入札システムでの参加申込

提出が完了したことを確認します。この画面で添付したファイルをプレビューすることはできません。

2025年01月30日 09時57分

入札情報サービス 電子入札システム 質問入力

競争入札参加申込書提出完了  
参加申込書は次の内容で正常に送信されました。

契約番号  
5061000016

令和 7年 1月30日

(あて先) 川崎市長

(申込者)  
業者番号 00250071  
住所 川崎市川崎区宮本町1番地  
商号又は名称 テスト用業者3  
代表者職氏名 物品 太郎

次の案件の競争入札に参加を申込みます。

1. 件名 申込テスト  
2. 履行場所 川崎市役所  
3. 種別 工事  
4. 業種 電気

提出日時 令和7年 1月30日 9時56分33秒

印刷を行ってから、画面を閉じてください

印刷 一覧に戻る

# ステップ③添付資料の確認

契約課では、入札参加申込締切後に提出内容を確認しますが、この時点で不備があった場合は再提出ができませんので、申込締切前日までに必ず確認してください。

調達案件一覧の表示に戻ると、「申込書提出」に「表示」ボタンが出ます。「表示」を押下して、ここで内容を確認します。

2025年01月30日 10時05分

入札情報サービス 電子入札システム 質問入力

調達案件一覧

表示件数 1-1  
全案件数 1

最新表示

番号	件名	契約番号	契約方法	申込締切日時	申込書提出	再提出	通知書表示
1	申込テスト	5061000016	一般競争 ●	R07.01.31 12:00	表示		

調達案件検索  
調達案件一覧  
入札状況一覧

# ステップ③添付資料の確認

添付資料を選択して「表示」を押下すると、添付ファイルが確認できます。

正しいファイルが添付されているか（案件に誤りはないか、委任状も協定書もあるか、構成員全員の押印があるものか、割印が判別できるものか等）を必ず確認してください。

入札情報サービス 電子入札システム 質問入力

2025年01月30日 10時05分

競争入札参加申込書

契約番号  
5061000016

令和 7年 1月30日

(あて先) 川崎市長

(申込者)

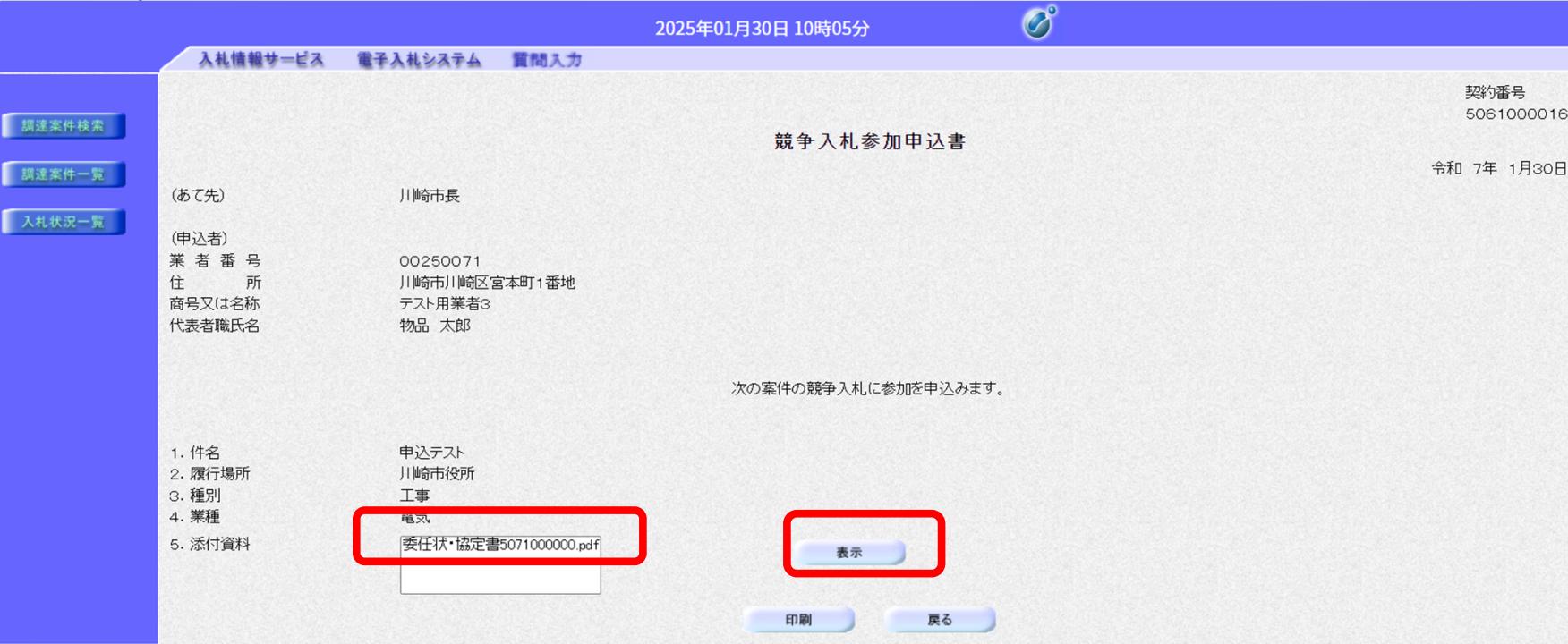
業者番号 00250071  
住所 川崎市川崎区宮本町1番地  
商号又は名称 テスト用業者3  
代表者職氏名 物品 太郎

次の案件の競争入札に参加を申込みます。

1. 件名 申込テスト  
2. 履行場所 川崎市役所  
3. 種別 工事  
4. 業種 建設  
5. 添付資料 [委任状・協定書5071000000.pdf](#)

**表示**

印刷 戻る



## ステップ③添付資料の確認

誤ったファイルを添付していた場合は、発注情報詳細で示す期間内に契約課へ連絡の上、再提出が必要です（誤ったままですと申込が成立しません）。

再提出及び窓口対応時間は、発注情報詳細を御確認ください。また、電子入札システムによる再提出が難しい場合は窓口への持参も可能です。

再提出連絡を受けた場合、契約課で電子入札システムの再提出認可処理を行います。再提出された場合、競争入札参加申込書及び添付資料は新しいものに置き換わり、古いものはシステムから削除されますが、再提出をせず申込締切日時を過ぎた場合、添付資料、競争入札参加申込書は古いままで表示されます。